

令和7年度 第10回農業委員会総会 (8. 1. 20)
開会 午後2時 小平市役所 3階 庁議室

議長～ ただいまから、令和7年度・第10回農業委員会総会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、
お願ひいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませんか。

全員～ 異議なし。

議長～ 7番 森田委員、8番 井上委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議長～ 1番 申請者
以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 第1号議案から第2号議案の現地調査につきましては、1月15日午前に
9番村野委員、11番小川委員及び事務局、同日午後に1番竹内委員、
3番川島委員及び事務局とで行っております。

1番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業の主たる
従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。

1番
現地案内図は、1ページ、1番です。
1番竹内委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1番竹内委員～ 現地は、下草もなく綺麗に耕運されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上1件を従事者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議長～ 2番 申請者
3番 申請者
4番 申請者

以上3件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 2番から4番につきましては、相続税納税猶予継続手続きのために3年ごとの証明を発行するものでございます。

2番

現地案内図は、2ページ、2番です。

9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番村野委員～ 現地は、カキ、ミカン、タマネギ、ダイコン、コマツナ、ブロッコリー、ブルーベリーなどが作付けされておりました。綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 3番

現地案内図は、3ページ、3番です。

1番竹内委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1番竹内委員～ 現地は、コマツナ、ダイコン、タマネギ、ニンニク、ザーサイが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 4番

現地案内図は、4ページ、4番です。

1番竹内委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1番竹内委員～ 現地は、ブルーベリー、カキなどの果樹や野菜が作付けられていました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上3件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

議長～ 以上が今月の議案でございます。

次に、12月11日から1月9日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議長～ 5番 申請者
6番 申請者

以上2件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第4条及び法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、理由書を添付していただきました。

5番

現地案内図は、5ページ、5番です。

転用目的は専用住宅です。現況は宅地でございます。

6番

現地案内図は、6ページ、6番です。

転用目的は専用住宅です。現況は畠及び宅地でございます。

以上2件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を1月15日をもって行いましたので報告いたします。

以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第2号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議長～
7番 謙受人
譲渡人
8番 謙受人
譲渡人
9番 謙受人
譲渡人
10番 謙受人
譲渡人

1 1番 譲受人
譲渡人
1 2番 譲受人
譲渡人
1 3番 譲受人
譲渡人

以上7件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 7番

現地案内図は7ページ、7番です。

転用目的は共同住宅及び駐車場で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畠でございます。

8番

現地案内図は8ページ、8番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

9番

現地案内図は9ページ、9番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

10番

現地案内図は10ページ、10番です。

転用目的は共同住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畠でございます。

11番

現地案内図は11ページ、11番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地及び畠でございます。

12番

現地案内図は、戻りまして6ページ、12番です。

転用目的は店舗、事務所及び工場で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畠でございます。

13番

現地案内図は12ページ、13番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畠でございます。

以上7件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を12月24日、
1月7日及び1月15日をもって行いましたので報告いたします。

以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ なし

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う 5 条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議 長～ 生産緑地の取得あっせんについて 1 件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

14 番

現地案内図は、13 ページ、14 番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりでございます。

以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ なし

議 長～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。